

令和7年8月7日
東京労働局

飯田橋公共職業安定所における個人情報漏えいについて

東京労働局（局長 ^{ますだ} ^{しろ}増田 嗣郎）は、飯田橋公共職業安定所（以下「飯田橋所」という。）において発生した個人情報漏えいについて、次のとおり事実関係を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

このような事態を招き、関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

令和7年5月14日、A事業所（以下「A社」という。）からインターネットを利用した求人者マイページで申し込まれた求人について、本来他の公共職業安定所が入力処理を行うべきところ、飯田橋所が誤って入力処理を行ったことにより、募集を行っていない別事業所（以下「B社」という。）の求人として受理され、当該求人は公開された。

同日、当該求人（誤ってB社の求人として受理されたもの）に対し、他の公共職業安定所が求職者を紹介した際に、B社の求人者マイページに求職者を紹介した旨の通知が送信されたことで、求職者の氏名が漏えいしたことが同年5月27日に確認された。

2 発生原因

求人受理時の確認において、他所管内の求人であるにもかかわらず、社名が酷似していたことによる思い込みにより、飯田橋所管内の企業と誤認し、処理を進めてしまったことによるもの。

3 問題点

- （1）職員が、酷似している社名を自所管内の企業と思い込み、複数の情報により求人企業を特定すべきところ、十分な確認を行わないまま求人入力処理をしたこと。
- （2）他の職員が確認する際、各工程で正しく入力されたか確認するためのデータが保存されていなかったこと。

4 再発防止策

(1) 飯田橋所における取組

- ① 本漏えい事案を受け、5月27日に緊急幹部会議を開催し、所長から部長、課長、統括等の幹部に対して本事案を共有し、全職員に周知するとともに、基本動作の徹底を指示した。
- ② 5月30日、所長から担当の職員に対して、以下の徹底を指示した。
 - ア 求人受理に当たっては、求人申込み企業の複数の情報を複数の職員が確認すること。
 - イ 求人入力後の内容確認において、正しい入力か否か判断するため、申込みから求人入力までの間の一連のデータを再確認できるよう、各工程のデータを保存すること。
- ③ 6月17日、所長から全職員に対して、個人情報保護に関する研修テキストによる緊急自主点検を同年6月19日までに実施するよう指示し、全職員が期日までに実施したことを確認した。

(2) 東京労働局における取組

- ① 6月24日開催の局議において、総務部長、職業安定部長より、個人情報漏えい防止に係る基本動作等の再徹底を指示するとともに、注意喚起を行った。
- ② 職業安定部長が飯田橋所長に対し、個人情報漏えい防止に係る基本動作等の再徹底を指示した。
- ③ 8月8日開催の公共職業安定所長会議において、職業安定部長より、管下公共職業安定所長に対し、本事案の概要説明と個人情報漏えい防止に係る注意喚起を行う。

【担当】

東京労働局職業安定部職業安定課

課長 水野 陽介

課長代理 中村 晃之

電話 03-3512-1649